

## 近世寺院の自力修復についての一考察

——勸化から貸付へ——

曹 承美

### はじめに

近世寺社が堂社などの修復のために行ったものとして名目金貸付が挙げられる。これは中世期の祠堂金貸付にその原型が求められ、死者の冥福誦供の経費のため喜捨・寄進された祠堂物を財源とする貸付で、主に該当寺院と関係がある困窮した人々の済生を目論んで行われるものであった。このような祠堂金貸付が近世期において世俗を貸付対象とし、その目的も多くの利子を獲得することに変化したもの、つまり既存の祠堂金貸付の変形こそが近世の名目金貸付であるという指摘は意味深い<sup>1)</sup>。

しかしながら近世の寺社が名目金貸付に乗り出すことになった背景について全てが明らかになったとは言いがたい。ただ幕府からの資金援助が期待できなくなったなどの理由が推察されるのみである。

本稿の対象となる妙法院は近世期に名目金貸付を活発に行った代表

的な門跡寺院であり、その貸付領域も本拠である京都を超え、広範な地域に及んでいたと推測される。元禄期から明治初年までの二百年間にわたる妙法院の坊官の記録である『妙法院日次記』の中には、この貸付関連の記事が散見される。以下では『妙法院日次記』の修復関連記録から当時の状況を汲み上げ、妙法院という一つの寺院がどのような過程を辿って本格的に貸付をするようになったのかという寺社が名目金貸付に乗り出す過程を追い、そこから明らかになる点について整理したい。

### 一・妙法院の修復請願

妙法院は現在京都市東山区妙法院前側町に位置する天台宗の門跡寺院で、延暦年間（七八二〜八〇六）最澄によって創建され、安貞元年（二二二七）後高倉院の王子である尊性法親王が入寺して天台座主になって以降、法親王が住職する宮門跡となった。応仁元年（一四六

七)には火災の被害を受けるが、豊臣秀吉が方広寺を建立し、続いて徳川家康が蓮華王院と一緒に管領させることで妙法院に繁栄をもたらしたと言われる<sup>(2)</sup>。

近世期の妙法院においてまず念頭に置くべきことは、管領している方広寺大仏殿(史料の中では「大仏殿」として表現)と三十三間堂の修理・復興に必要な経費を調達する問題が、近世の妙法院にとって常に大きな問題であったことである<sup>(3)</sup>。

当該期の妙法院の財政状況を石高から確認してみると、まず知行として山城国愛宕郡の鹿ヶ谷村、大原上野村、柳原庄の三ヶ村、同国葛野郡の牛ヶ瀬村、朝原村、東塩小路村の三ヶ村、同国乙訓郡の寺戸村の一ヶ村、そして大仏殿境内の石高を合わせ、総高一九七二石二斗八升二合を持っていた。これに抱えの蓮華王院所領の石高十石九斗を合わせると、二千弱の知行石高が妙法院の基礎となっていた<sup>(4)</sup>。

寺院として実施すべき儀式や京都の寺院の一つとして行うべき礼式などに必要とされる費用も算定にいと、大仏殿をはじめとする妙法院の施設の諸修理にかかわる出費は相当な負担になったと思われる。当該期の幕府も財政難から寺社の修復には消極的で多額の支援が期待できなかったことから、大仏殿をはじめとする諸施設の修復にかかる費用は、妙法院みずから賄う必要があった。

例を挙げると、宝暦三年(一七五三)六月二十四日、妙法院の坊官菅谷式部卿は、次のような願書を武家伝奏の柳原と広橋へ提出した。

〔史料一〕 出典『妙法院日記』宝暦三年六月二十四日条

一、伝奏衆江被差出書付、如左、

口上覚

妙法院宮御抱大仏殿伽藍廻り、近年及破損歎思召候、差当り而者蓮華王院之西之門、当春已来就中大破二付、先達而御書付を以被仰入候通ニ御座候、然処此度右之門西之方片屋根、棟際より一面にくつれ落、垂木・瓦等悉皆致破却、弥以難及御手沙汰候、依之御届被仰入候間、何分急々御見分之上、從公儀御修復之御沙汰被成進候様ニ、酒井讃岐守殿江宜御伝達頼思召候、以上<sup>(6)</sup>

上記によると近年大仏殿の伽藍周辺の破損が激しく、特に宝暦三年の春、蓮華王院の西門が大破し、夏にはその片屋根が崩れ落ちる状態になっていた。そしてこれを妙法院自身の手によって修復するのは無理であると判断し、所司代の酒井讃岐守に見分の上「公儀修復」、つまり幕府の財政支出による寺社修復を行って貰うことを願っている。

寺社修復を幕府が直接手掛けることは以前でも稀ではなく、特に妙法院のように由緒のある寺院が幕府に直接修復を願い出ることには十分あり得ることであったといえる。実際妙法院における公儀修復は寛文頃であり、その以後も朝鮮通信使が来日する度毎に少しずつ修復が行われたので、破損が目立つまでは至らなかった<sup>(7)</sup>。

しかしこの時の修復請願について幕府からの何の返答もないまま年は明け、翌年の宝暦四年(一七五四)二月十一日妙法院は伝奏衆宛に「先達而被仰入候通、御見分之上、何卒從公儀御修復被成進候様、再応御願被仰入候、此旨酒井讃岐守殿江宜御伝達頼思召候<sup>(8)</sup>」と再び公儀修復を願い出た。前回の請願以来、損壊が酷かった蓮華王院西門では人馬の往来も止め、幕府の修復を待っていたのである。

だがこのような妙法院の再三に亘る修復請願に対する幕府の答えは、

修復の代わりに諸国における七ヶ年間の「勸化」を認めることであった。この「勸化」というのは、寺社の諸建物の修復・造営のために幕府の許可のもとに一定期間、一定地域の一般諸人を対象とした募金活動である。<sup>(9)</sup>享保改革における財政政策の一環として、すでに幕府は寺社の修復を基本的に寺社自身の募金活動にまかせ、そこから得た資金を修復資金とする方策を取ることにしたとされるが、まさに妙法院の修復請願に対し、幕府は勸化により修復資金を賄うよう指示したのである。

このような幕府の指示に対して妙法院がどのような反応を見せたのであろうか。次は宝暦四年五月十八日妙法院の坊官菅谷式部卿が武家伝奏の広橋と柳原宛に提出した書付である。

〔史料二〕 出典『妙法院日記』宝暦四年五月十八日条

(前略) 妙法院宮御抱大仏殿及大破候二付、御修復之儀、先達而御願書被差出、其後蓮華王院西之門・西之片屋根及破壊候之故、御書付被差出、其後茂追々御願書被差出候二付、右之趣、委細関東江御通達候処、御修復場所之儀者、当時御定も有之事二候間、御修復者難被仰出候、七ヶ年之間諸国勸化被仰出候旨、御承知被成、御満足二思召候、因茲早々諸国勸化可相催儀二御座候得共、宮御方御勝手向、元來至極御不如意之儀二候得者、右勸化として諸国江被差出人體・旅用並諸雑用等、指当一向難相調、進退御難洪至極歎思召候儀二御座候、尤当時御修復場所之儀御定も被為有之候由、然処彼是被仰入候儀、甚以御気毒二御座候得共、所詮大伽藍等御修復之儀者、御小身之御事二御座候得者、不被為能御料簡候、何とそ先例之通、從公儀御修復被成進候様二、再応御歎被仰入度候間、右之趣酒井讀

岐守殿へ宜御通達頼思召候、以上<sup>(10)</sup>

妙法院は勸化実施という幕府の決定について納得しておらず、その理由として国々への役人の派遣における費用など勸化に掛る諸経費が調達できないこと、また大伽藍の修復は妙法院の手にはあまる大工事であることを挙げ、先例通り幕府の手による公儀修復を再び願っている。しかしながら寺院の修復を寺院自身に任せるといふ幕府の方針は揺るがず、妙法院の修復請願が受け入れられることはなかった。

では、妙法院はこの難局をどのように打開しようとしたのであろうか。宝暦四年七月二十九日、妙法院は武家伝奏に次のような書付を提出する。

〔史料三〕 出典『妙法院日記』宝暦四年七月二十九日条

口上覚

妙法院宮御抱大仏殿伽藍廻り、并蓮華王院之西之門、及大破候二付、先達而御修復之儀御願被仰付候得共、御修復場所之儀者、当時御定茂被為有候間、御修復者難被仰出、七ヶ年之間諸国勸化被仰出之、忝思召候、依之早々勸化可被相催候処、御勝手向至極御不如意之儀二候得共、為勸化被差出候人體・旅用并諸雑用等一向難相調、進退御難洪被成候二付、御修復之儀、何とそ再応御願被仰立度思召候得共、所詮当時御修復場所之儀ハ御定も有之、難被仰出、諸国勸化被仰出候御儀二御座候上ハ、再御願不被仰入候、勿論亥年より七ヶ年之間、勸化之儀二御座候得者、右勸化相廻り候人體・萬端入用之儀、彼是御勘弁御座候得共、元來御勝手向御不如意二而、兎角御手当も難相成、必止と

御難儀御気毒思召候、其上大仏殿回廊廻り并西之門、就中及大破、其儘ニ御差置候而ハ、弥以朽損至極歎思召候儀ニ御座候故、急務之場所御修復被成度御座候得共、当節御困窮ニ付、難被任御心御座候、諸国勸化被仰出候上、随而御願被仰入候儀ハ如何御気毒ニ御座候得共、甚御到惑歎思召候儀ニ御座候間、此度何とそ御金五千兩并御願被仰入度候、畢竟右御拝領之御金を以、諸国勸化相廻り候人體・旅用并諸雑用等、且又差当り候破損所御修復被成度思召候、此等之趣、酒井讃岐守殿江宜御伝達可被進候、已上<sup>11</sup>

ここで妙法院は公儀修復の要求から一步後退して、五千兩の拝領金を幕府に願っている。この五千兩は、妙法院が勸化を行うに必要な諸費用および当座修復を急務とする場所の修繕費などに充てる金額であった。これは幕府に期待できるのか否かを検討した上で行われた請願であったと思われるが、幕府はこの拝領金願いに対しても「此儀者例茂無之儀、外江茂相障候事故、一向難及御沙汰候<sup>12</sup>」と請願を却下した。緊縮財政により寺院の修復を放棄することにした幕府にとつては、このような拝領金の要請も公儀修復の請願と同じく到底受け入れられるものではなかった。

妙法院に認められたのは結局勸化という募金活動のみであった。そこで妙法院は宝暦四年十月九日、武家伝奏に書付を差し出し「所詮諸国江為勸化人躰被指出候儀者、難被任御料簡候故、勸化等之儀、関東表江御使を以、何とそ御願被仰入度思召候、此段酒井讃岐守殿江宜御伝達頼思召候<sup>13</sup>」と、直接に江戸に行つて請願することの許可を武家伝奏を通して所司代に願っている。当時妙法院は毎年初に年明けの礼と

して使者を関東へ派遣していたが、今回はその定例の挨拶を兼ねて請願するつもりであろうと思われるが、その内容は一体何であったのか。使者を派遣する前月である宝暦四年十二月十八日、武家伝奏からもたらされた所司代の質問に対して妙法院の坊官が提出した書付からこれを確認してみよう。

〔史料四〕 出典『妙法院日次記』宝暦四年十二月十八日条

口上覚

一、妙法院宮御抱大仏殿伽藍廻り并蓮華王院之西之門及大破候ニ付、来亥年より七ヶ年之間、諸国勸化被仰出、忝思召候、依之勸化ニ被差遣候役人人躰、先達而酒井讃岐守殿より御尋被成候得共、未御返答不被仰遣候、

此儀諸国江勸化ニ被相廻候役人人躰等、早々可被仰入候処、先達而被仰遣候通、御勝手向御不如意故、右被相廻候旅用并諸雑用等、一向難相調御難泆ニ付、甚御到惑之儀ニ候得者、人躰御治定之儀兎角御貪着難被成候ニ付、今以人躰等之儀不被仰入候御事、

一、先達而被差出候御書付之内ニ、勸化等之儀、関東宛江御使を以、何とそ御願被仰入度思召候由と有之候、此儀者、如何様之儀ニ候哉、御承知被成度候旨、

此儀諸国為勸化被相廻候旅用并諸雑用等、一向難相調御難泆ニ付、所詮諸国江人躰被差出候儀者、兎角御貪着難被成候故、関東宛江御使被差下、何とそ御願被仰入、御府内ニ而向寄江勸化相廻り候ハ、諸雑用等もおのつから可致減少候哉、右ニ付関東宛江御使を以、御願可被仰入と思召候儀ニ付、先達

而被差出候書面之通ニ御座候御事、

右之趣、酒井讃岐守殿江宜御伝達頼思召候、已上<sup>(14)</sup>

所司代からの妙法院へは二つの問い合わせがあった。一つ目は、勸化実施が許可されながらその担当役人が選ばれていないことについての質問であり、二つ目は関東に請願の使者を派遣する件についてである。まず勸化担当役人が未選定となっていることについては、財政難により勸化を行う準備もできない状況なので担当者も遅くなっているとの答え、財政状況の厳しさを強調している。また江戸への使者派遣については、諸費用節約のため勸化を江戸府内で実施したいので、それを幕府へ直接請願したいと、使者派遣の目的を述べている。

年明けの宝暦五年（一七五五）正月十二日、恒例の新年挨拶の使者として妙法院坊宮の菅谷式部卿が江戸へ派遣されるが、その同じ日に青水内記という人物も江戸へ向かうことになった。この青水内記は妙法院の財政管理に深く関わっていた人物で、後に京都と江戸に妙法院の勸化所が設置される際、江戸の勸化所に詰める役人としてその名が挙げられている<sup>(15)</sup>。菅谷と青水は三ヶ月後の三月十九日になって帰京を報告している。

更に帰京から二ヶ月後の五月、彼らは再び江戸へ行くことになる。同年四月六日妙法院の坊官今小路兵部卿が武家伝奏へ提出した書付には、「関東表江御使被差下御願被仰立、御府内ニ而勸化相廻り候ハ、諸雑用等もおのつから可致減少候哉、右ニ付関東へ御使被差下御願被仰入之儀者、可為格別之由、先頃御返答之趣御座候故、此度御使菅谷式部卿・青水内記、右兩人被差下候<sup>(16)</sup>」と述べられており、勸化場所を江戸府内にするについて幕府の同意を得たので、それに関連して

使者が派遣されることになったことが分かる。

五月六日に京を発した菅谷・青水らは、約三か月後の八月十一日によく京都へ戻ってきた。そして早くもその翌日の八月十二日、妙法院は武家伝奏に書付を提出した。やや長文であるが、次にその全文を紹介したい。

〔史料五〕 出典『妙法院日次記』宝暦五年八月十二日条

覚

大仏殿諸伽藍大破ニ付、先達而御修覆之儀、御願被成候処、難被仰付旨ニ而、七ヶ年之内諸国勸化之儀被仰出、忝思召候、依之諸伽藍修覆入用大積並勸化巡行等之儀、段々積立吟味仕候処、大寺之儀殊更及大破候故、入用夥鋪儀御座候、随分可罷成程勘弁相加而茂、勸化ニ而行届可申哉、其程難計御座候、然共巡行不仕指越、彼是御願被仰立候事如何思召候故、一先被仰出候通、当亥ノ年より七ヶ年巡行之上、何れ共可被成御覚悟ニ御座候得共、七ヶ年之間、国々相廻り役人一組二組ニ而者、中々行届不申、指当巡行之入用駅路賄等之御心当一向無御座候、其上巡行之中入用積立候得者、是又夥儀御座候、右入用等諸勘定、勸物ニ而大凡差引仕候者、殘勸物ニ而者、大伽藍大破之修覆、中々無覚束奉存候、然共御願被成候儀者、難相成旨ニ而御取上無御座、勸化之儀被仰出候、勸物等諸勘定引合不申候とて、大破之処打捨置、修覆延々相成候而者、猶更又大破ニ罷成候間、勸化之儀被仰出候通可被遊候得共、役人等諸国巡行之儀御座候而者、右申上候通、夥鋪入用茂相掛、中々御修覆金相殘可申共不奉存候間、何卒御触流ヲ以、巡行不仕於御府内勸化所相建指置、以御威光可罷成儀御座候ハ、御領者

御代官、私領者從領主、武家寺社町在々共、其所二而勸物御取集、其国々より勸化所江御代官・領主等より御渡被下候様、御願被成候事、

一、諸国勸化巡行之儀、先達而嵯峨法輪寺諸国勸化之節、於所々不埒茂有之、公儀御世話二茂罷成候儀、御門主及御間、兎角巡行候而者、何程御世話被成候而茂御手放、被差出候軽キ者之分者御世話届兼、不埒有之候二而者、甚御迷惑思召候、幾重二茂巡行之儀御断、御触流を以勸化所江相集候様二御願思召候、

一、江戸・京・大坂三ヶ所並町方寺社門前町家別二寄附有之候様二被成度思召候、諸国在々迄茂同様、家別二物之多少者不相構、寄附有之候様被成度、御願思召候、右之通御願被成候茂如何二思召候得共、余寺与違、大寺之儀二御座候得者、一通之儀二而者、中々御修覆御調難被成儀御座候間、格段御威光を以ならては、御修覆成就難相成御座候二付、公儀思召之程憚思召候得共、無是非右之通御願被成候事、

一、勸物取集七ヶ年与被仰出、御承知被成候得共、段々申上候通、伽藍唯今大破之儀、此上七ヶ歳過候得者、中々御修覆二者相成不申、御建直茂無御座候而者相成間鋪趣二御座候、勸化七ヶ年目相集、夫より取掛候而者、九ヶ歳茂過不申候而者、御普請取掛不罷成候、右之通御座候間、七ヶ年之処三ヶ年二御詰被成、来ル丑之歳迄二勸物相納候様被成度、御願思召候事、  
一、最初御修覆之儀、御願被成候得共、難被仰付旨被仰出候、然共大寺之儀、元々御修覆之儀御座候処、一通り二被指置候而者、甚御難渋思召候、大寺之儀、何方江御願可被仰御方茂無

御座、幾々関東御世話被成不被為進候而者、御門主難被成御立、御難儀被成候、然共一旦被仰出候通御承知被成候而、勸化之儀被思召立候、是非々々御力二難及儀二罷成候得者、猶更御願可被仰上思召候、此段勸化相調候上、否之儀可被仰上候、御寄附金等之儀茂此節御願可被仰上候得共、先御指控被成候、偏関東御威光無御座候者、一向相集兼申候間、何卒被為添御威光、年限三ヶ年二相縮メ、国々より無遅々被相納候様、御触流被為仰付被為進候様被成度御願思召候、此段酒井讃岐守殿江宜御伝達可被進候、以上<sup>1)</sup>

書付の趣旨は、前年許可された勸化について大幅な修正を願うものである。第一は、触流の要求である。募金のため七年という長期にわたる諸国巡行するには多額の費用が必要で、その諸経費を差し引いた後どれほどの金が残るか覚束ないので、諸国をまわる巡行ではなく触流を通じて勸化を行いたいと妙法院は願ったのである。幕府のご威光をもとに幕領では代官、私領では領主が勸化金を集め、それを妙法院の勸化所に渡してほしいと願っている。

第二は、江戸・京・大坂を始め寺社門前町では家別に妙法院への「寄附金」を割り当ててもらいたいということで、大寺の修復には多額の費用が必要なので、普通のやり方では十分な修復費用は集まらないと述べている。

第三に、七ヶ年という勸化の実施期間を三年に短縮することを請願し、最後に「是非々々御力二難及儀二罷成候得者、猶更御願可被仰上思召候」と募金結果によっては、再び幕府に修復援助を要請するつもりであることも示唆している。

以上、妙法院の使者が最終的に願いだした内容は、所司代に事前報告した請願の内容とは相当差があるものであった。勸化の経費節約のため関東周辺の地域で勸化巡行をしたいという請願が、実際に寺社奉行宛の請願においては、巡行の代わりに触流によって代官・領主が勸化金をとりまとめ妙法院の勸化所へ納入し、更に勸化期間を短縮するなど、相当な修正を要する内容にその形が変わっている。

この請願について寺社奉行は「右之御願書被差戻之上、右之御願書者、於京都伝奏衆江被差出候様二との御事<sup>18)</sup>と願書を妙法院の使者に差し戻し、再び京都の武家伝奏へ願い出ることを菅谷・青水らに命じた。寺社奉行へ出された妙法院の請願は事前に所司代に報告された内容であったため、この請願をまずは所司代に提出するよう命じられたのである。

従って彼らは江戸から帰京した後、改めて武家伝奏に「史料五」の書付を提出することになったと思われる。宝暦五年十二月三日の記事を見ると「御老中より御承知之返答有之候上二而、右勸化物取集候儀、関東江以御使者寺社御奉行中江御願書被指出候様被仰達候<sup>19)</sup>と、所司代は老中からの返事を待ち、その後関東の寺社奉行に再請願をするよう妙法院に指示している。

宝暦六年（一七五六）二月二十六日、江戸への使者として松井左近が選ばれ、翌月の三月五日に松井は青水と共に江戸へ向かった。そして二ヵ月後の六月二十四日、松井は京都に戻り、請願の結果を武家伝奏に報告した。

〔史料六〕 出典『妙法院日記』宝暦五年六月二十四日条

口上覚

去三月、関東江御使を以、御願被仰入候大仏殿諸伽藍御修復勸化取集等之儀、家別勸化之儀者難被仰出、其余者、

一、於御府内勸化所相建指置、以御威光可罷成儀二御座候者、御領者御代官、私領者從領主武家・寺社・町在く共其所二而、勸化御取集、其国より勸化所江三ヶ年之内二、御代官・領主等より御渡被下候様二御願被成候事、

一、諸国巡行之儀者御断被成、御触流を以、勸化所江相集候様二被願思召候事、

一、最初御修復之儀、御願被成候得共、難被仰付旨被仰出候、然共元々御修復之儀二御座候処、一通り二被指置候而者、甚御難渋思召候、大伽藍之儀、何方江御願可被仰御方も無御座候、歳々関東御世話被成不被為進候而者、御門主難被成御立、御難儀被成候、然共一旦被仰出候通、御承知被成候而、勸化之儀被思召立候、是非二御力二難及儀二罷成候者、尚又御願可被仰上思召候、此段勸化相調候上、否之儀可被仰上候、御寄附金等之儀茂、此節御願可被仰上候得共、先御指控被成候、偏関東御威光無御座候而者、一向相集兼申候、何卒被為添御威光、国より無遅く被相納候様二、御触流被為仰付被為進候様被成度、御願思召候事、

右御願之通、当月六日於関東寺社御奉行中より被仰渡、御満悦思召候、仍而右御届被仰入候、以上<sup>20)</sup>

まず、家別の勸化金割り当ては許可されなかったが、その他については、勸化の期間を七年から三年に短縮すること、諸国巡行に代えて触流を通じて募金を集めること、各地の代官領主が取り集め妙法院の

勸化所に渡すことなど、妙法院が願った勸化方式の変更はほぼ受け入れられている。

このように宝暦四年に始まった妙法院の修復請願は、勸化を通じて修復資金を調達することで決着した。幕府による公儀普請や拝領金要請は却下されたが、触流による勸化金の集金など既存の方式とは違う勸化が認められた。このことの背景には幕府の妙法院に対する配慮があったのに加えて、妙法院の使者が直接に江戸へ行って数カ月滞在し、直接請願した成果でもあった。妙法院のように由緒のある寺院ですらこの時期になると、幕府からの直接的な援助は期待できず、自ら努力しなければならぬ状況になっていた。

## 二・勸化の実施とその成果

宝暦六年から始まった妙法院の勸化は妙法院の請願の通り、幕府の役所による触流の実施、また代官・領主による勸化金の取集めなど、幕府がその募金活動を支援する形の勸化であった。<sup>(21)</sup> 京都・江戸には妙法院の勸化所が設置され、京都の勸化所には松井備中、初瀬川采女の二名が、江戸では松井左近、中村帯刀、青水内記の三人の中から二人が交代で詰めることに決められ、<sup>(22)</sup> まず宝暦六年五月二十六日に、中村帯刀が江戸勸化所に派遣された。<sup>(23)</sup> またこれに合わせて次のような内容の触れが出された。

〔史料七〕 出典『妙法院日次記』宝暦六年八月十七日条

京大仏殿諸伽藍大破二付、諸国勸化被仰出可巡行処、失脚多相懸り為造営之不相成候付、江戸表ニ勸化所建置、御料・私領・武家

方并寺社領・在町共ニ、志之輩者物之多少ニよらず寄附有之、御料者御代官、私領者領主・地頭江取集差出候様、妙法院御門跡被成御願候間、被存其趣、為取集当地屋敷其外江茂不相廻候間、御料者御代官、私領者領主・地頭、寺社領者近辺御代官・地頭、町方者其所之支配江取集、当子年より来ル寅年迄三ヶ年之間、江戸山王境内勸化所江可差越者也、

五月

右之通可被相触候<sup>(24)</sup>

これは宝暦六年五月二十二日に、寺社奉行から江戸に派遣されていた妙法院の使者松井左近・青水内記に渡された触流の内容である。ここでは宝暦六年から同八年まで妙法院の勸化が実施され、巡行の代りに幕府領は代官、私領はその領主が勸化金を集めて、江戸山王社境内にある妙法院の勸化所へ渡すようにと述べている。

では、この三年間の勸化によって妙法院はどれほどの成果をあげたのか。勸化を実施した最初の年である宝暦六年の成果ははかばかしくなかったようで、同年十月五日妙法院の坊官今小路兵部卿は武家伝奏の広橋宛に次のような書付を提出している。

〔史料八〕 出典『妙法院日次記』宝暦六年十月五日条

覚

大仏殿修復二付、当子年より寅年迄三ヶ年之間、諸国勸化被仰出候、然ル処当七月、御歴々御大名方より、御寄附物、勸化所江被遣候、殊之外左少之儀ニ御座候、勸化最初ニ右躰之儀ニ御座候而者、外之御大名方例ニ茂可被成哉、左候へハ勸化物集り方、甚無



寛東御座候、因茲於関東右之趣宜被仰出候様ニ、又々御願被成候間、此旨松平右京大夫殿江宜御伝達可被進候、已上、

子十月<sup>(26)</sup>

勸化を始めたところ、早速宝暦六年七月に諸大名からの寄付があったが、その金額は予想外に少なかったと思われる。これが他の大名の基準になると、到底目標額が達成出来なくなることを妙法院は懸念し、再度幕府に触流しを頼みたいと述べている。

この書付が提出された一週間後の十月十一日、京都の勸化所に詰めていた松井備中が妙法院の使者として江戸に向かった。この他、大坂・大津・伏見・奈良・奈良などの諸奉行所にも使者が派遣され、妙法院が勸化を成功させるために尽力する様子が窺える。

しかしながら結果的に、宝暦六年から三年間実施した勸化は、期待した程の成果をあげることが出来なかったと思われる。勸化が終わった直後である宝暦九年正月の日記には、「子丑寅三ヶ年之内御取集之儀ニ御座候処、右三ヶ年之年限相満候得共、勸化物未悉不集候<sup>(27)</sup>」と、勸化金の取集めが順調ではない状況が記されており、また翌年の宝暦十年三月の記事には「大仏殿就大破御修復之儀御頼被成候処、諸国勸化を以修復相加候様被仰出、去子之年より寅之年迄勸化物御取集候処、集方事之外無甲斐、諸雑用ニ茂行届不申候、右之仕合ニ御座候<sup>(28)</sup>」と勸化の成果がほとんどなく経費すら賄えなかったと述べている。

更に妙法院は宝暦十三年二月に武家伝奏に提出した書付で「大仏殿諸伽藍大破二付、従先年御修復之儀、度々於関東御願被成候得共、難被為仰付旨二付、又々去辰年（宝暦十年）御願被成候処、御修復之儀ハ、何分難被為仰出候旨、翌巳年（宝暦十一年）被仰達候<sup>(29)</sup>」と、既に

勸化の年限が終わった直後である宝暦十年に妙法院は幕府に修復を願ひ出ていたことが確認できる。

その後妙法院には幕府から明和元年から再び三年間の勸化を行うことが許可された。明和元年（一七六四）五月、この再勸化の実施について妙法院は次のような書付を提出した。

〔史料九〕 出典『妙法院日記』明和元年五月十四日条

妙法院宮御抱京都大仏殿諸伽藍大破二付、先達而諸国勸化被仰出、勸化物取集候処、集方少分故、此度再勸化被仰出候、大伽藍大破之儀容易ニ者修復難相成候間、御料・私領・武家方并寺社領・在町共、格別ニ寄附有之様、嚴重之御触流御願被成度候事、

一、此度再勸化物取集所、先格之通、江戸山王境内、京都者大仏殿寺内ニ而取集被仰付候事、

一、御料者御代官所江取集、御代官より江戸・京勸化所江被納候事、

一、私領者領主・地頭江取集、右同様ニ被相納候候事、

一、支配有之分者、其支配江取集、右同様ニ被相納候事、

一、寺社方者、諸宗共本寺触頭江取集、右同様ニ被相納候事、

一、町方者、其支配之御奉行所江取集、右同様ニ被相納候事、右之通被仰出、当申之年（明和元年）より戌之年（明和三年）まで三ヶ年之間、当申之年十二月・閏十二月、来酉之年十一月・十二月、来ル戌之年正月・二月迄ニ、右之限月ニ、江戸・京勸化所江、諸国一統相納候様、嚴重ニ御触流御願被成候事、

附、勸化物取集候前、当秋又来酉之秋、両年共御再触御座候様被成度候事<sup>(30)</sup>

明和元年から三年間実施することになった勸化について妙法院は、

前回と同じく江戸の山王社境内と京都大仏殿の寺内に勸化所を設置し、各地の代官や領主らが募金を取り集め、それを妙法院の勸化所に持参してくれるように願っている。これは前回の勸化と同じであるが、今回は勸化物を集める前の秋頃、勸化実施について触れを流してほしいと願っている。このような妙法院の依頼に対する幕府の回答は「再勸化物取集方、触流之儀并右勸化物、大坂町奉行支配之町人之内江も御貸附之儀者、御願之通被仰出候<sup>31)</sup>」というものであった。再勸化の実施方式も妙法院の請願の通りに行われるようになっていたが、それには勸化から集められた金を大坂町奉行の支配地域の町人へ貸し付けることについても許可を得ていることに注目したい。

これと同様の記事は宝暦十三年（一七六三）の妙法院の請願の中でも「御拝借被仰出候者、其利倍を以可被加修復候」としてあらわれるが、勸化が終わった宝暦十三年の時点でこのような請願が行われていることは、宝暦六年からの三年間の勸化の成果がはかばかしくなかったことを思わせる。そしてこれらは手元の資金を他へ貸し付けて利益を得ようとした一貫した動きとして読み取れる。当時の妙法院は勸化の実施と並行して貸付を行おうとしていたのである。

妙法院の勸化について最後に加えておきたいことは、当時における勸化が庶民・農民を含む幅広い一般大衆の自発的な信仰心に訴える募金活動ではなく、むしろ支配機構を通じて強制された募金という性格が強かったと思われる。次の高田藩における妙法院の勸化に関する記事を見てみよう。

〔史料一〇〕 出典『高田藩制史 資料編』、宝暦八年七月

覚

宝暦八寅年七月廿五日

一、銀拾枚

内

三枚半 奥州御領中

貳枚 頸城郡御領中

壹枚 町中

三枚半 上杉

右者京大仏諸伽藍大破二付勸化割合、触元大肝煎塚田源次右工門へ申渡す、尤先年多賀大明神勸化金並嵯峨法輪寺勸化金割合之通二御評議之上相究候事<sup>32)</sup>

史料が作成された宝暦八年（一七五八）は、宝暦六年から三年間行われた妙法院の勸化期間のうち最後の年である。宝暦八年七月高田藩では妙法院の勸化金について銀十枚を出すことに決められ、その勸化金を藩内に割り当てることが本史料から読み取れる。そしてこの割り当てされた勸化金が同年九月と十二月二回にわたって藩に実際納められている<sup>33)</sup>。このことから当時の勸化金というのは自主的な募金というより、強制力を帯びた募金であった可能性が高いと思われる。特に妙法院のように幕府がその募金を支援している場合、その勸化における強制力は強く作用して、高田藩のように納入すべき金額を藩が決め、領内に割り当てるケースも間々あったのではないかと思われる。このように勸化が強要された募金であることは、逆に民衆からの自発的な募金が期待できない当時の状況を物語っており、たとえ触流しという幕府の支援があったとしても、十分な資金を捻出する事は困難

で、勸化の限界、すなわち勸化が修復資金の主たる財源にはなり得ないことが明らかになった。

### 三・貸付への大転換

以上のような経過を経て明らかになったことは、幕府の寺社に対する支援のあり方が大きく変わり、たとえ由緒のある有名寺院であっても、その堂舎の修復は自らの努力と才覚で行わざるを得なくなったことである。幕府の支援はせいぜい勸化の実施と、そのための触流しを認める程度で、妙法院は二回の勸化を実施する許可を得たものの、その成果は十分なものとはいえず、期待外れに終わってしまった。それを補うべく妙法院が考えた方策が貸付で、これがその後の妙法院の堂舎修復の主たる財源となっていくと考えられる。については以下にその経緯を検討したい。

いつ頃から妙法院が本格的に貸付に乗り出すことになったのか。その手がかりとして、宝暦十一年（一七六一）十一月に妙法院が武家伝奏に出した貸付金延滞の訴えを見てみたい。

〔史料一〕 出典『妙法院日次記』、宝暦十一年十一月三日条

一、御家来鈴木求馬願二よて、一昨朔日、伝奏月番広橋大納言殿亭御届書被差出、其云、

撰州西成郡天満拾壹町目

鍋屋喜右衛門

同郡北野村

庄屋弥次兵衛

同郡同村

米屋半右衛門

右三人之者江、妙法院宮御修理銀之内、御家来鈴木求馬取次を以、当巳之三月廿五日切二而銀拾六貫目去辰之九月御貸附有之候処、限月二至り相滞候二付、右求馬より段々及催促、当九月右元利之内七貫五匁不埒二相成候二付、右取次人より及催促候得共、一向取敢不申候而、御手支二相成候二付、大坂御奉行所江以御使急之御取立被進候様可被仰入候、右之趣大坂御奉行所江宜御通達被成被進候様仕度候、仍而御届被仰入候、以上、十一月<sup>(朔)</sup>

宝暦十年九月、妙法院は家来鈴木求馬の取次で、銀十六貫目を撰州西成郡天満拾壹町の鍋屋喜右衛門、同郡北野村の庄屋弥次兵衛、米屋半右衛門の三人へ六ヶ月を期限として貸し付けたがそれが延滞になってしまい、管轄する大坂町奉行所にその督促を、武家伝奏を通じて願っている。史料の中で貸付されている十六貫が「妙法院宮御修理銀」と表現されていることから、この貸付されている金は大仏殿の修復資金の一部であると思われる。

このように家来を通じた貸付以外にも、妙法院は出入りの町人を支配人として貸付を行っていた。妙法院の本拠である京都では、宝暦七年から貸付支配人の存在が確認できる。次は宝暦七年七月の記事である。

〔史料二〕 出典『妙法院日次記』、宝暦七年七月

（朔日）

一、御出入町人、誓願寺通御幸町西入町堺屋又兵衛、御願申上御殿御修理銀貸附支配之儀、願之通被仰出、於御支関松井備中・松井左近立会、申渡也、  
但、右願書并差上證文等、元々方ニ記之、  
(中略)

(八日)

一、両町奉行所江御使中村帯刀被遣、堺屋又兵衛願御殿御修理金貸附之儀、届書被差出、

妙法院御門跡江御出入之町人、誓願寺通御幸町西入町居住仕候堺屋又兵衛と申者江、御殿御修理銀貸附之儀、支配被仰付候、萬一相滞候節者、御奉行所江可被出候、仍而御届被仰入候、已上、

七月

妙法院御門跡御使

中村帯刀印

御奉行所<sup>(35)</sup>

朔日の記事では出入りの町人である堺屋又兵衛が妙法院の修理銀の貸付を行いたいと願って、妙法院がそれを許可している様子が分かる。また八日の記事では妙法院が堺屋又兵衛を貸付支配人にするに就いて京都町奉行所に報告している様子がうかがえる。この宝暦七年という年は、妙法院が勧化を始めた翌年であり、早くもこの時から妙法院の本拠京都では妙法院修理金の貸付を行う支配人希望者があらわれていることが分かる。

この他にも『妙法院日次記』には貸付支配人についての記事が散見

されるが、大体明和期頃から本格化してきたといえる。

当時の京都における妙法院の貸付支配人を整理すると、宝暦七年七月任命された小田又兵衛から始まり、明和二年九月には橋本長兵衛と橋本與右衛門の二名が加えられ、更に同年十月には神谷半兵衛と佐々木九右衛門の二名が追加された。また同年十二月には大谷利兵衛と三輪五郎右衛門と望月長兵衛の三名(退役する佐々木九右衛門の跡継ぎ)が加えられ、明和二年の一年間で京都における貸付支配人の数は一名から七名に急増している。その後、若干の増減があるが、京都における妙法院の貸付支配人の員数は、ほぼ十名前後で推移している。

一方、大坂においては、明和三年からその存在が確認できる。明和三年三月十八日の記事には「大坂町人河内屋平介、願ニよて大仏殿勸化銀貸附支配被申付候二付、今日御礼申上<sup>(36)</sup>」とあり、河内屋平助が大坂における最初の貸付支配人となり、妙法院の坊官たちから「大仏殿御修復勸化金貸附支配之儀、其方江被仰付候間、其旨相心得籠抹之儀、堅有之間敷者也<sup>(37)</sup>」と貸付に関する指示を受けている。また、同年十二月には伏見屋作兵衛と木嶋屋藤右衛門・錢屋吉左衛門の三人が貸付支配人として加えられ、その以後も貸付支配人が続々増員されている。

明和・安永期の大阪における妙法院の貸付支配人も大体十名ほどで、京都と同数の貸付支配人が活動していたと推測される。

京坂以外の地域でも、妙法院の貸付支配人の存在が確認できる。明和二年六月には勢州山田の町人森儀宇衛門と天春藤吉の二名、同年十月に江州大津の町人茂呂久治と永田平助の二名、更に同年十一月には越前にある専照寺末寺源徳寺の文會と石川弥惣次の二名が任命されている。明和三年八月、堺では菊屋五兵衛という町人が、明和四年五月には長崎の町人菱田次右衛門と渡邊左兵衛、同年十月三州の勝鬘皇寺、

同年閏九月には加州の町人錢屋小左衛門、同年十一月には和州の八百村屋文右衛門と葉王寺屋平兵衛、明和五年正月南都の松田伊兵衛、同年十二月播州の平井吉左衛門と庄屋次郎右衛門、明和八年十一月には信州の尾崎伊右衛門など、妙法院の貸付支配人が次々と任命されており、当該期に妙法院の貸付範囲が広範な地域に及んで行ったと思われる。

これらの背景には明和元年からの三年間の勸化が終わった後、再勸化の請願が不許可となったことが影響していたと思われるが、宝暦七年の堺屋又兵衛の例から分かるように、勸化が初めて認められた頃からすでに妙法院の貸付が始められていたことは重要である。

次は、明和四年（一七六七）二月に妙法院から幕府に出された拝借金請願であるが、ここからも貸付に関する妙法院の考えを読み取るこゝとが出来る。長文であるがそのまま紹介する。

〔史料一三〕 出典『妙法院日次記』、明和四年二月十五日条

妙法院御門跡御抱大仏殿者、年久敷従公儀御手入無御座、漸々及大破候儀、御門室御近代々宮方御苦勞二思召、別而故宮御歎被成、難被捨置御修復御願被仰立候処、諸国勸化被仰出、右勸化物、京・大坂町御奉行所御支配之町人并向寄御代官所江貸附置、追々被加修復候様被仰渡候、依之故宮御在命之中、修復之儀役人共江被仰付、右勸化物貸附金手当て仕、追々修復取掛り申候、然る処、勸化物集り方少ク、取懸り候修復致方無御座、殊更天下無双之大伽藍之儀ニ御座候得者、少金ニ而者中々修復行届不申差支候ニ付、役人共相談仕候処、勸化之儀、他向江押而相勤メ候事者、難仕御座候故、大仏境内町々并ニ御門跡御領

内之者共召集、御手支之儀申聞候而、勸化物外々より者格別ニ致出精寄附仕候様申談候処、御取懸り御座候大仏殿御修復之儀、難被捨置御儀、其上年來御境内住居仕、御慈恩茂蒙り候儀ニ御座候得者、格別出精寄附仕度本意ニ御座候得者、多分之金子全ク之寄附ニ仕候儀者難致候、此度寄附可仕金子、手広ク御貸附被成、従公儀被仰出候通、年壹割之利足之内、五朱通り者式拾ヶ年之間、寄附人江無相違御渡被下候者、何茂出精御修復御手当ニ相成候様、寄附可仕旨申之候、然ル所、京・大坂之内ニ而者、借り受相望候もの少ク候故、貸附手広ク難相成候、右勸化金空敷積ミ金ニ不相成様ニ、手広ク貸附ニ仕、御取立之儀、為御替金同様ニ茂無之候而者、勸化物貸シ失可申、右寄附金相對之手段難仕候ニ付、去ル戌六月国々貸付并為御替同様御取立之儀共、奉願候儀ニ御座候、然ル所、右之儀者、難被仰出旨被仰渡候、依之境内町々并御領内之者共江寄附金相對之儀者難仕候而、役人共相談之趣、毎度相調不申、今更可仕候様無之、迷惑至極仕候、此上奉願候儀、重々恐入奉存候得共、先御門主御願ニ而御取懸り御座候御修復之儀、何卒成就仕度奉存候得共、大伽藍修復之儀、何分御憐愍奉願候外、無他事奉存候、依之何卒格別之思召ヲ以、此度御金壹萬兩拜借被仰付被下候様奉願候、何分願之通被仰付被下置候者、右金子、京都・大坂町御奉行所并向寄御代官所より武家方・町家、其外向寄之在方江御貸附被下、半々利足御取立可被下候、上納之儀者、本金并御礼金共々、廿五ヶ年之内、毎歳金五百兩宛上納仕、利足之余并追々集り候勸化物を以、年々修復仕候旨、漸々修復成就可仕与奉存候、乍然御奉行所御代官所ニ而、御貸附之儀難被仰出候儀ニ御座候者、

御門室江拝借金引受、右向々江貸附二仕、右申上候通、年々無相違返上可仕候、萬一相違之儀御座候者、大仏境内町々屋地子銀、京都町御奉行所より、直々御取立可被下候、右御願申上候儀、千萬恐入奉存候得共、先御門主御願之上、御取掛ケ被置候御修復之儀、何卒成就仕度奉願上候、右願之通被仰付被下候者、年々利足之余分を以、當時之修復相加、式拾五ヶ年之間拜借返上、皆済仕候上、貸附元金壹萬兩之内五千兩ヲ以、修復不殘成就仕、相殘ル五千兩者、永々修復料貸シ附二仕置、右利足積ミ金を仕、三拾ヶ年二壹度宛、諸伽藍惣修復仕、永々修復之儀、公儀江御願申上問敷候間、何卒格別之御沙汰を以、右願之通御金壹萬兩拜借被仰付被下置候様、幾重二茂奉願上候、以上<sup>39</sup>

妙法院は前年行われた修復請願と勸化の許可とその実施について述べ、「右勸化物、京・大坂町御奉行所御支配之町人并向寄御代官所江貸附置、追々被加修復候様被仰渡候」と、勸化から集められた金を京・大坂町奉行支配の町人や周辺の代官支配の地域に貸し付け、その利益を持って修復しようとした。だが「勸化物集り方少ク、取懸り候修復致方無御座」と勸化実施の成果があまりなかったため、修復は途中で止まっていると述べている。それに勸化は一般の人々に強制するものではなく、大仏殿境内の町々や妙法院門跡領の者などの所縁の者なら納得して寄付をして貰えると思うが、それでもすべてを寄付とする事は難しい。そこで彼らからは寄付ではなく貸付資金として資金を集め、手広く貸付をすることを目論んだ。しかし「国々貸付并為御替同様御取立之儀共、奉願候儀ニ御座候、然ル所、右之儀者、難被仰出旨被仰渡候」と、この貸付金はその取り立てについて幕府の保護を得

られる確証がなかったため、実現には至らなかった。

そこで妙法院は幕府に一万兩の拝借金を願ひ、その資金を京・大坂町奉行所や近辺代官所から武家方、在町へ年一割の利息で貸付し、その利息を奉行所と妙法院で半分宛分け合うことを願っている。もし奉行所・代官所を通じての貸付が無理であれば、一万兩を妙法院自身が行受け、直接に貸付を行いたいと述べている。名目金の貸付方法は特別すると二通りで、寺社など自らが借用人と貸借関係を結ぶ相對貸付の方法と幕府に貸付を委託して利子のみを受け取る委託貸付の方法があるが、ここで妙法院が最初幕府に委託貸付を願ひ、もしそれが駄目であれば直接に貸付したいと願っている点は興味深い。この一万兩の拝借金は二十五年間を拝借の期間とし、拝借金と礼金を合わせた五百兩を毎年幕府へ上納することにし、万が一上納に延滞が生じる場合、大仏殿境内町の地子銀を京都町奉行が直接取り上げることも約束している。またこの拝借期間が終わった後、手元に残る一万兩のうち半分の五千兩を修復に当てて、また残りの半分を修復費のために貸し付けることにし、自力に永続に修復できる仕組みを作り出すことが妙法院の構想であった。そして翌年の明和五年正月幕府から三千兩（銀に百九十貫八六三四分）の拝借金を受け、妙法院はこの金に勸化金四千九百兩と合わせ、七千九百兩を直接貸し付することにした。

このような幕府への拝借金請願と、その中に記された拝借金の貸付構想から想定すると、妙法院はこの時期になると貸付を修復資金捻出の第一の方法として考えていたと思われる。勸化から集められた金であれ、幕府からの拝借金であれ、資金を直に修復費用に充てることで、永続ではなく、貸付に廻して、その利益を修復費用に充てることで、永続的・安定的な修復財源を確保しようと考えているに至ったと思われる。

## おわりに

本稿では宝暦・明和期における妙法院の幕府への修復請願の内容、その結果認められた勸化の概要及びその成果を紹介してきた。妙法院としては勸化では十分な修復資金を得ることは難しく、ましてや恒久的な財源にはなれないと考えた結果、結局貸付を主たる資金調達の手段として考えるに至った。

そして妙法院は唯一の資金調達の手段である貸付に対して幕府の協力を求めることになり、これが妙法院名目金貸付の発端になったと思われる。恐らくこれは必ずしも妙法院という一つの寺院に限る特殊な問題ではなかったと思われる。当時寺社の名目金貸付が活発になった背景には本稿で見てきたように、いかにして恒久的な財源を確保するのかという問題が潜んでいたと推測される。したがって一般民衆を対象とする貸付を本格的に展開し、幕府に保護を要請した寺社の名目金貸付という現象は、こうして時代の流れとなったと思われる。

本稿は妙法院が名目金貸付に乗り出す背景を探る作業であったため、資金調達における勸化から貸付へという転換を重要なものとしてとらえられた。だが、その一方貸付に走らず、依然として勸化を行っていた寺社も存在していた。これらの差はどこから起因するのか、この問題の解明は寺社の名目金貸付を論じるうえに残された重要な課題になると思われる<sup>(1)</sup>。

## 註

(1) 寺尾宏二「近世寺院の貸付について―青蓮院名目金の研究序

説」〔産業経済論叢〕二(三)、京都産業大学、一九六七年一〇八―一〇九頁。

(2) 『国史大辞典』

(3) 村山修一「天台宗門跡妙法院史の刊行」『日本歴史』六〇八号(一九九九年)。

(4) 『妙法院日次記』第十三卷、一八四―一八六頁。宝暦七年四月、武家伝奏への妙法院門跡の由緒ならび知行所などの報告。

(5) 当時京都所司代、酒井讃岐守忠用。

(6) 『妙法院日次記』第十二卷、二〇〇頁。

(7) 『妙法院日次記』第十二卷、二〇八―二〇九頁。

(8) 『妙法院日次記』第十二卷、二四七頁。

(9) 倉地克直「勸化制」をめぐって」『論集近世史研究』京都大学近世史研究会編(一九七六)。勸化の最初の例は享保七年(一二二)四月熊野三山権現社の諸国勸化であり、その背景には幕府の財政窮乏を打開しようとした享保改革の財政政策があった。この勸化制を考える際に重要な点は、募金対象が一般民衆を対象にしている点である。江戸幕府の宗教政策の基本は寺檀制度を通じて寺院・僧侶と檀家を結合させること、言い換えれば宗教が檀家以外に一般諸人に直接に働きかけることを原則的に否定していたが、勸化はその例外とも言える。

(10) 『妙法院日次記』第十二卷、二六五―二六六頁。

(11) 『妙法院日次記』第十二卷、二七七―二七八頁。

(12) 『妙法院日次記』第十二卷、二八五頁。

(13) 『妙法院日次記』第十二卷、二九三―二九四頁。

(14) 『妙法院日次記』第十二卷、三〇五―三〇六頁。

- (15) 『妙法院日次記』第十二卷、三三七頁。
- (16) 『妙法院日次記』第十二卷、三三五頁。
- (17) 『妙法院日次記』第十二卷、三七二～三七五頁。
- (18) 『妙法院日次記』第十二卷、三七二頁。
- (19) 『妙法院日次記』第十二卷、四〇八頁。
- (20) 『妙法院日次記』第十三卷、六四～六五頁。
- (21) このように幕府の行政機構による勸化の触流、勸化金の取集めなど幕府の補助による勸化は「御免勸化」として、これと対立的に寺院自身の純粋な自力による勸化は「相對の勸進」として見做される。 柚田善雄『幕府権力と寺院・門跡』思文閣出版（二〇〇三）、八五～八六頁。
- (22) 『妙法院日次記』第十二卷、三三七頁。
- (23) 『妙法院日次記』第十三卷、六一～六三頁。
- (24) 『妙法院日次記』第十三卷、九五～九六頁。同内容は宝暦六年五月の江戸町触（近世史料研究会編『江戸町触集成 第六卷』塙書房（一九九六年）、一六頁）、また同七年三月の京都町触（京都町触研究会編『京都町触集成 第三卷』岩波書店（一九八四年）、四五～四頁）でも確認できる。
- (25) 当時京都所司代、松平輝高右京大夫
- (26) 『妙法院日次記』第十三卷、一〇九頁。
- (27) 『妙法院日次記』第十四卷、二頁。
- (28) 『妙法院日次記』第十四卷、一八〇～一八一頁。
- (29) 『妙法院日次記』第十四卷、一九二～一九三頁。
- (30) 『妙法院日次記』第十五卷、三七八頁。
- (31) 『妙法院日次記』第十五卷、四五三頁。
- (32) 『高田藩制史 資料編』第一卷、五一九頁。
- (33) 同右、五二八・五五八～五五九頁。
- (34) 『妙法院日次記』第十四卷、四四七頁。
- (35) 『妙法院日次記』第十三卷、二一一～二二三頁。
- (36) 『妙法院日次記』第十六卷、九五～九六頁。
- (37) 同上。
- (38) 明和元年から三年間の勸化が終わる年である明和三年の春、また再びの勸化を願い出るが、「再勸化物御再触之儀、当春奉願候節、当時御門跡御無住中之御事御例も無御座候由二而、願書御下ケ被成」と妙法院門跡が無住であることを理由に、妙法院の勸化請願は受け入れられなかった。
- (39) 『妙法院日次記』第十六卷、一六〇～一六二頁。
- (40) 貸付への転換には、長期的な利益を期待するには貸付という方式が適合であるという寺社側の合理的な判断もあったと思われるが、勸化という一般民衆を対象に強制的な募金を続けることに對する寺社の戸惑いというものも存在していたのではないかと思われる。前掲の倉地氏の論文には、寛政十年高田藩領では強制された勸化についての民衆の不満があったと言及される。